

## 背景・経緯

## 障害者制度改革の推進のための基本的方向(第一次意見)(障がい者制度改革推進会議)【概要】

- 日本の障害者福祉政策の経緯、障害者の人権確保に関する国際的な取組(「障害者の権利宣言」(1975)、「国連障害者の十年」(1983-)等)→障害者権利条約の採択(2006)、発効(2008)→  
締結に向け国内の制度改革へ
- 「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置(昨年12月)…条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の実施
- 「障がい者制度改革推進会議」の開催(本年1月～)…障害当事者を中心構成し、改革のエンジン部門として計14回にわたり審議

### 基本的考え方

- 「権利の主体」である社会の一員 2.「差別のない社会づくり
- 3.「社会モデル」的觀点からの新たな位置付け
- 4.「地域生活」を可能とするための支援 5.「共生社会」の実現

#### 基礎的な課題における改革の方向性

- 1) 地域で暮らす権利とインクルーシブな社会の構築…  
地域移行や地域生活支援の充実を柱に据えた施策の展開
- 2) 障害の捉え方…国民全体の意識改革(医学モドール→社会モードル)
- 3) 障害の定義…サービスを必要とするすべての障害者を支援
- 4) 差別の定義…法律における定義の明確化(合理的な配慮を含む)
- 5) 言語・ミニケーションの保障…法律の明確化
- 6) 虐待のない社会づくり…虐待防止、被害の救済等の制度構築
- 7) 障害の表記…国民各層の議論動向を踏まえた考え方の整理
- 8) 実態調査…障害者及び家族の実態把握

#### 横断的課題における改革の基本的方向性

##### 1)一「障害者基本法」の抜本的改正

- ・障害の定義、差別の定義、施策分野規定の見直し・追加。改革集中期間終了後、障害者権利条約の実施状況の監視等を担うモニタリング機関(改革集中期間終了後設置)

##### 1)二 改革集中期間における推進体制

- ・中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、改革集中期間における改革推進等を担う審議会組織を設置(改革集中期間終了後、上記のモニタリング機関へ移行)

##### 2)「障害を理由とする差別の禁止法」(仮称)等の制定

- ・障害者に対する差別を包括的に禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

##### 3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- ・制度の谷間を生まず、障害者が地域で自立した生活を営むことができる

##### 4)医療

- ・精神障害者の強制入院等の在り方((~24年))  
・社会的入院等を解消するための体制(~23年度)  
・医療費用負担の在り方(応能負担)(~23年)

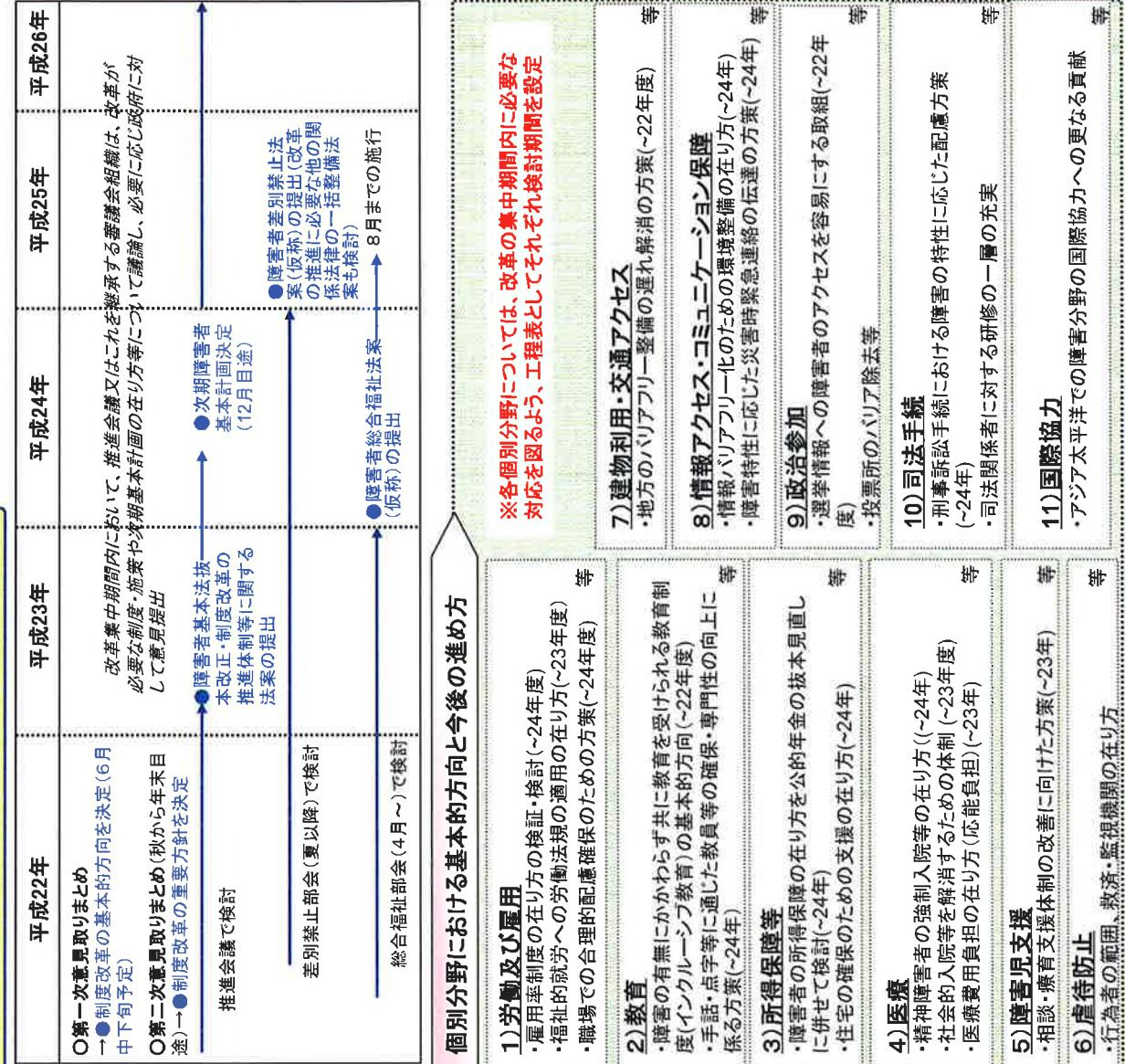
##### 5)障害児支援

- ・相談・療育支援体制の改善に向けた方策(~23年)  
・行為者の範囲、救済・監視機関の在り方

##### 6)虐待防止

- ・「総合福祉部会」で検討、24年に法案提出、25年8月までの実施

### 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方



## 背景・経緯

- ・障がい者制度改革本部の下で、障がい者制度改進会議を開催・・平成22年1月から計29回にわたり精力的な審議
- ・「障がい者制度改進の推進のための基本的な方向」(第一次意見)(平成22年6月)の[第二次意見](第一次意見)(平成22年6月)の[第二次意見](第二次意見)

## 障害者制度改革の推進のための第二次意見(平成22年12月17日障がい者制度改革推進会議)【概要】

### 障害者基本法改正の趣旨・目的

- ・個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築
- ・障害概念を社会モールへ転換、基本的人権を確認
- ・施策の実施状況を監視する機関の創設

### 総則関係

#### 1) 目的

- ・障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現
- ・「社会モール」の考え方を踏まえた障害の定義の見直し

#### 2) 定義

- ・基本的人権の享有主体として、尊厳に基づく差別に係る規定の見直し
- ・権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」の確認
- ・必要な支援を受けた自己決定に基づく社会参加の権利の確認
- ・手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用(権利条約における「表現及び意見の自由についての権利」の確認)

#### 3) 基本理念

- ・基本的人権の享有主体として、尊厳に基づく差別に係る規定の見直し
- ・差別防止に関する事例の収集、整理及び提供
- ・身近なところでの必要な医療や支援サービスの提供
- ・難病等の治療や症状の监测に係る調査研究の推進

#### 4) 差別の禁止

- ・権利条約を踏まえた障害に基づく差別に係る規定の見直し
- ・差別及びその保護措置への必要な基準の提供
- ・身近なところでの必要な医療や支援サービスの提供
- ・難病等の治療や症状の监测に係る調査研究の推進

#### 5) 障害原因の予防

- ・公衆衛生又は医療施設の一環として実施
- ・人権を確保しつつ、必要な医療が提供されること
- ・医療社会で自立した生活ができるための年金、手当等、障害の特性に応じた負担軽減を図るためにの施策

#### 6) 精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保

- ・地域移行の計画的推進、地域社会での自立した生活
- ・医療における適正手続の保障
- ・公衆衛生又は医療施設の一環として実施
- ・人権を確保しつつ、必要な医療が提供されること
- ・医療社会で自立した生活ができるための年金、手当等、障害の特性に応じた負担軽減を図るためにの施策

#### 7) 相談等

- ・必要なコミュニケーション手段の提供と身近な地域での相談
- ・相談体制の整備、障害者自身や家族による相談、相談を行う者への必要な研修
- ・関係職員に対する障害の理解に関する研修
- ・中央障害者施設推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者等が過半数を占める新たな審議会組織を設置
- ・障害者基本計画及び障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うとともに、施策の実施状況を監視し、必要に応じて応答義務を伴う報告を実施
- ・改革の集中期間において、制度改革の推進に関する事項についても調査審議
- ・関係行政機関・団体等に対し必要な協力を求め、また委員の適正な待遇を確保
- (地方)
- ・地方に置かれる審議会組織は、障害当事者等が過半数を占める構成とし、
- ・地方に施設の実施状況に関する監視業務を追加
- ・新たに施設の実施状況に関する監視業務を追加

### 基本的施策関係

#### 1) 地域生活

- ・必要に応じた支援の提供、障害者の地域移行の計画的推進
- ・利用者負担に關して、本人の所得を基礎とすること

#### 2) 労働及び雇用

- ・合理的配慮及び必要な支援の提供、生計を立て得ること
- ・收入と働く機会の確保
- ・多様な就業の場の創出と仕事の確保
- ・障害者雇用義務の対象拡大

#### 3) 教育

- ・インクルーシブな教育制度の構築(障害のある子とない子が同じ場で共に学ぶことを原則)
- ・就学先の決定は本人・保護者の意思に反しないことを原則
- ・障害のある子どもにも合理的配慮や必要な支援の提供

#### 4) 健康・医療

- ・人権を確保しつつ、必要な医療が提供されること
- ・身近なところでの必要な医療や支援サービスの提供
- ・難病等の治療や症状の监测に係る調査研究の推進

#### 5) 障害原因の予防

- ・公衆衛生又は医療施設の一環として実施
- ・人権を確保しつつ、必要な医療が提供されること
- ・医療社会で自立した生活ができるための年金、手当等、障害の特性に応じた負担軽減を図るためにの施策

#### 6) 精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保

- ・地域移行の計画的推進、地域社会での自立した生活
- ・医療における適正手続の保障
- ・公衆衛生又は医療施設の一環として実施
- ・人権を確保しつつ、必要な医療が提供されること
- ・医療社会で自立した生活ができるための年金、手当等、障害の特性に応じた負担軽減を図るためにの施策

#### 7) 相談等

- ・必要なコミュニケーション手段の提供と身近な地域での相談
- ・相談体制の整備、障害者自身や家族による相談、相談を行う者への必要な研修
- ・関係職員に対する障害の理解に関する研修
- ・中央障害者施設推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者等が過半数を占める新たな審議会組織を設置
- ・障害者基本計画及び障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うとともに、施策の実施状況を監視し、必要に応じて応答義務を伴う報告を実施
- ・改革の集中期間において、制度改革の推進に関する事項についても調査審議
- ・関係行政機関・団体等に対し必要な協力を求め、また委員の適正な待遇を確保
- (地方)
- ・地方に置かれる審議会組織は、障害当事者等が過半数を占める構成とし、
- ・地方に施設の実施状況に関する監視業務を追加
- ・新たに施設の実施状況に関する監視業務を追加

#### 8) 住宅

- ・地域移行の促進、様々な障害者自らの必要に応じた住宅の確保
- ・ユニバーサルデザインの理念の施策への反映

#### 9) ユニバーサルデザインと技術開発

- ・ユニバーサルデザインの理念の施策への反映

#### 10) 障害者遇間

- ・障害者の社会参加を促進する観点から位置づけ、民間団体等の参画
- ・障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重
- ・障害の有無にかかわらず、事業者等は、障害者の権利の実現とその地位の向上に努める
- ・国際的協調の下で障害者施策を推進

#### 11) 施策の基本方針

- ・社会的な要因を除去する観点から実施、障害者の性別、年齢、障害の状態に配慮、生活の実態や困難さに基づいた支援の提供
- ・権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を踏まえ実施
- ・施策を講ずるに当たって、障害者等の意見を可能な限り尊重
- ・障害者等の参画を得て、障害者基本計画等を策定
- ・差別禁止法則を含む必要な法制上及び行政上の措置を実施
- ・障害者の状況、講じた施策等の概況報告を毎年国会に提出

#### 12) その他

- ・障害者等の状況、講じた施策等の概況報告を毎年国会に提出

・法令等では、当面「障害」を使用

・改革期間内をもとに一定の結論

#### 「障害」の表記

総合福祉部会2010年から2011年活動スケジュール